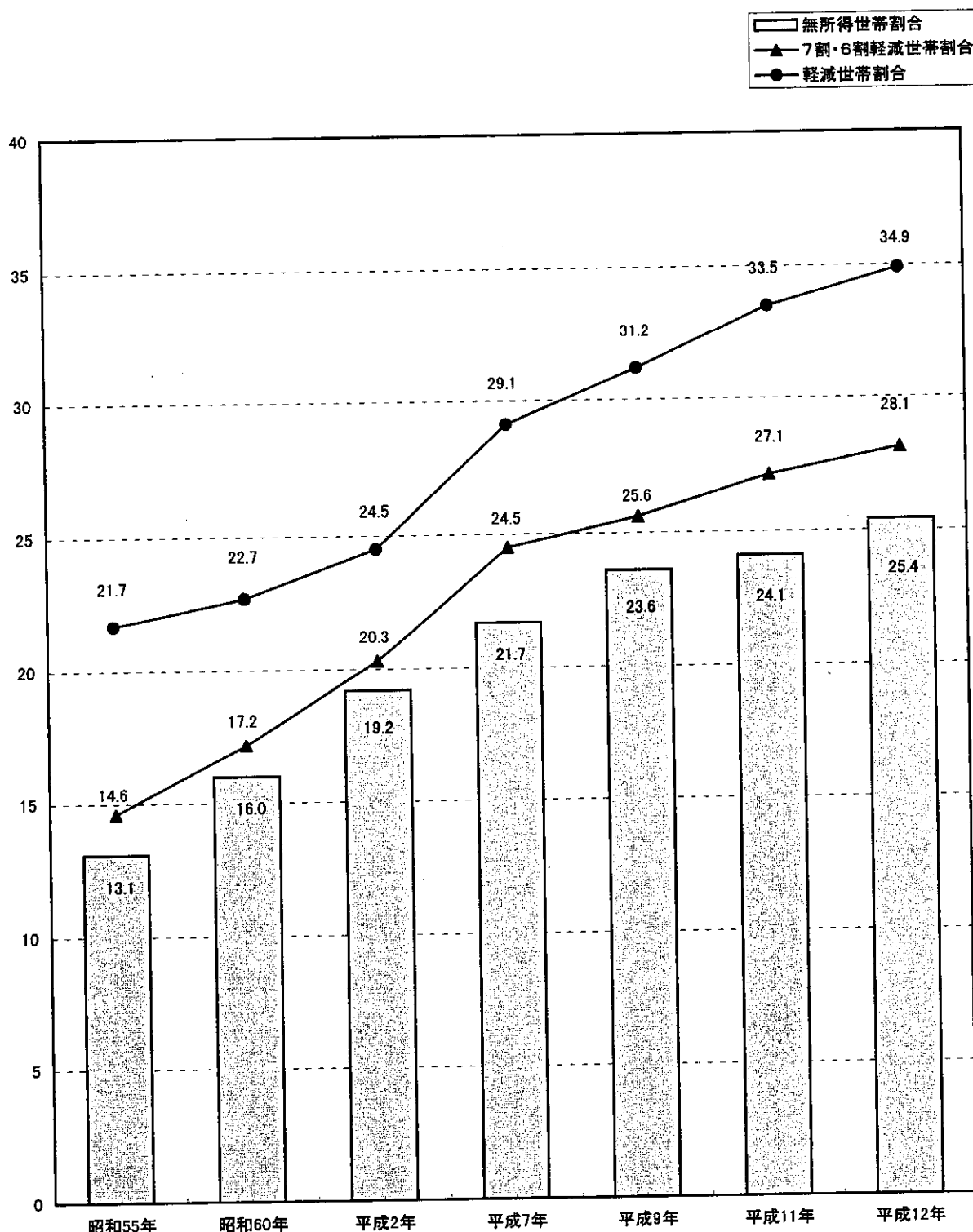


無所得世帯割合、保険料軽減世帯割合の推移



(注1) 無所得世帯割合は、「国保実態調査報告(保険局調査課)」による。

(注2) 7割・6割軽減世帯割合・保険料軽減割合は、保険局国保課調べによる。

(注3) ここでいう所得とは、基礎控除前の旧ただし書所得(必要経費控除、給与所得控除、公的年金等控除などを行った後の所得)である。

(注4) 6割軽減基準は、
 昭和55年度：所得22万円以下
 昭和60年度：所得26万円以下
 平成2年度：所得30万円以下
 平成7年度～：所得33万円以下

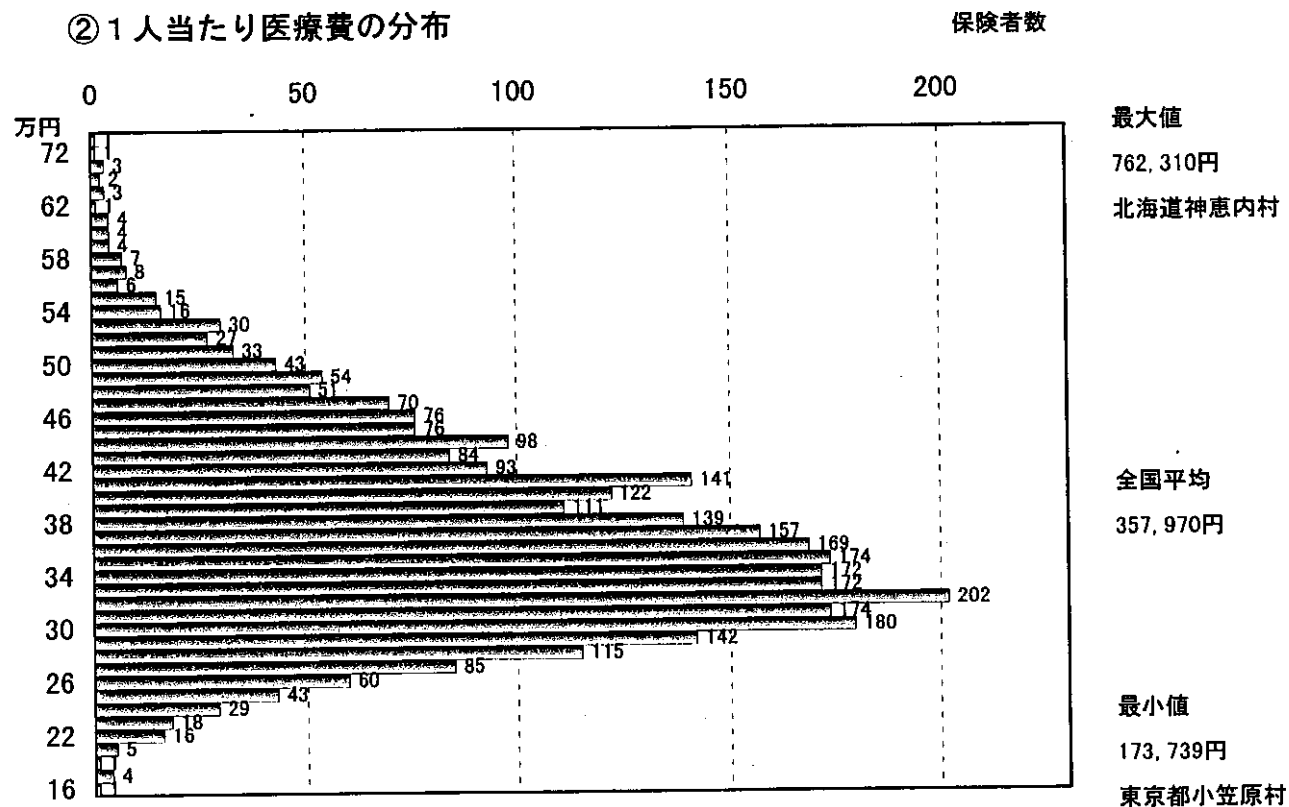
(注5) 平成7年度より、2割軽減制度を創設した。

市町村国保の1人当たり医療費の地域格差（平成12年度）

① 1人当たり医療費の格差

	最高・最低の市町村	最高・最低の都道府県	全国平均
最高(A)	神恵内村 (北海道) 762,310円	北海道 463,720円	357,970円
最低(B)	小笠原村 (東京都) 173,739円	沖縄県 263,043円	
(A)/(B)	4.4倍	1.8倍	
標準偏差	市町村別 76,036円	都道府県別 55,415円	
変動係数	市町村別 0.212	都道府県別 0.155	

② 1人当たり医療費の分布



(注1) 国民健康保険事業年報（平成12年度）による。

(注2) 老人保健医療対象者分を含む。

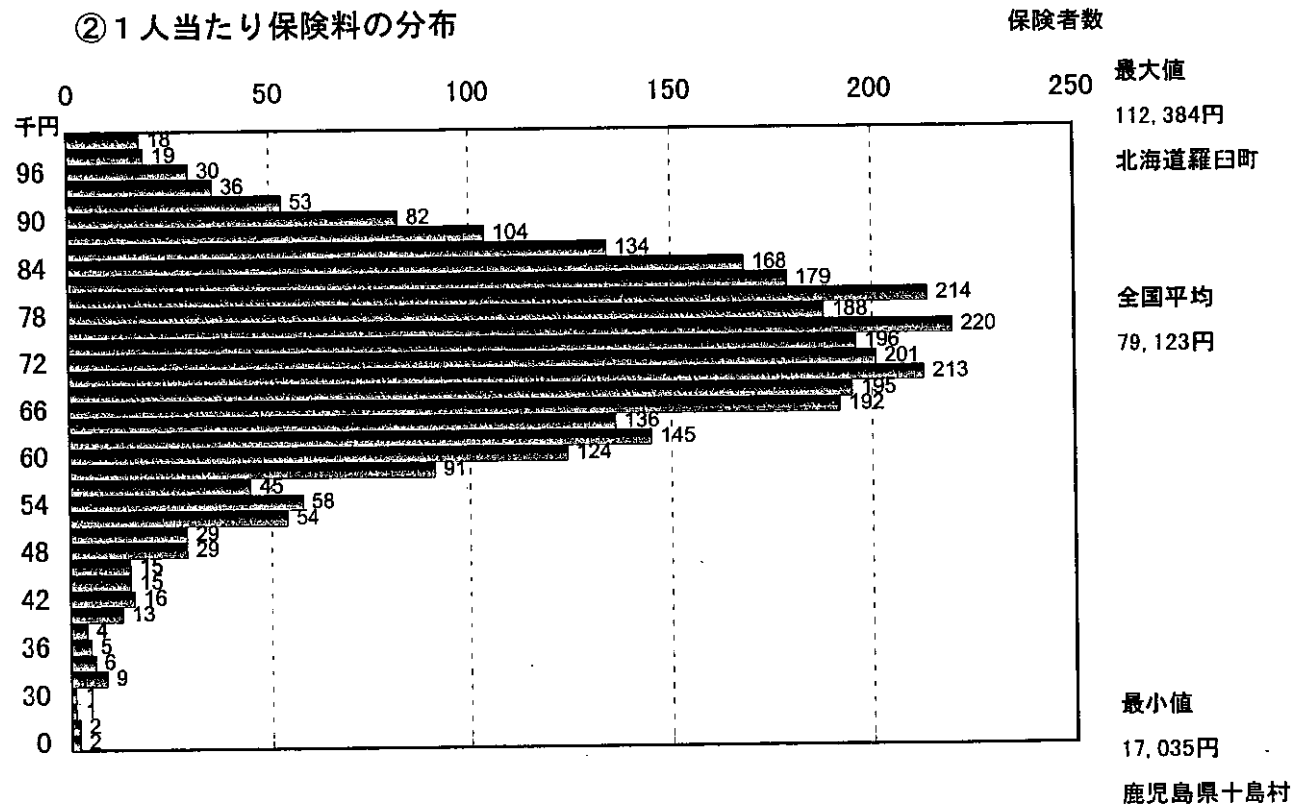
(注3) 老人保健医療対象者分は、3月～2月ベースで算出している。

市町村国保の1人当たり保険料(調定額)の地域格差(平成12年度)

① 1人当たり保険料の格差

	最高・最低の市町村	最高・最低の都道府県	全国平均
最高(A)	羅臼町 (北海道) 112,384円	栃木県 88,602円	79,123円
最低(B)	十島村 (鹿児島県) 17,035円	沖縄県 53,618円	
(A)/(B)	6.6倍	1.7倍	
標準偏差	市町村別 12,170円	都道府県別 6,216円	
変動係数	市町村別 0.154	都道府県別 0.079	

② 1人当たり保険料の分布



(注1) 国民健康保険事業年報(平成12年度)による。

(注2) 老人保健医療対象者を含めた被保険者数を用いて算出している。

(注3) 保険料(税)調定額には、介護納付金分が含まれている。

(速報値)

市町村国保の保険料(税) 収納状況

(単位：%)

区 分		平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
市 部 平 均		91.36	90.78	90.34	90.32	89.85
市 部 内 訳	1 2 大都市 及び特別区	90.04	89.46	88.71	88.67	88.07
	1 0 万人以上	90.74	89.69	89.51	89.59	89.54
	5 万人以上 1 0 万人未満	91.18	90.72	90.44	90.32	90.02
	5 万人未満	92.66	92.23	91.95	91.96	91.44
町 村 部 平 均		95.70	95.23	94.90	94.80	94.37
全国平均(市町村)		92.38	91.82	91.38	91.35	90.87

注：市部内訳の規模は、国保被保険者総数(年間平均)により区分した。

被保険者数の規模から見た市町村国保保険者の分布

被保険者数	昭和40年（平均）		平成12年（9月末）	
	1965年		2000年	
10万人以上	42	1.2%	70	2.2%
1万人～10万人未満	1,029	30.4%	702	21.6%
5千人～1万人未満	1,272	37.6%	654	20.2%
3千人～5千人未満	686	20.3%	642	19.8%
2千人～3千人未満	215	6.4%	525	16.2%
1千人～2千人未満	109	3.2%	435	13.4%
1千人未満	30	0.9%	216	6.7%
計	3,383		3,244	

小規模保険者の実情（例示）

1. 事務処理体制

- ・ 1人で担当又は他の業務と兼務している場合が多く、職員に大きな負担となっている。
- ・ 県内の共同電算処理のシステムにより、被保険者管理、保険料算定等を行っている例がある。

2. 保険料の賦課・徴収

- ・ 賦課・徴収とも担当者1人で対応している場合が多い。
- ・ 口座振替の推進、納付組織の活用等により徴収の省力化を図っているが、訪問徴収は担当者に対応せざるを得ない状況。

3. 医療費適正化対策

- ・ 医療費通知の実施状況は概ね良好（年6回実施している保険者が多い）。
- ・ レセプト点検は連合会又は民間事業者に委託している例が多い。専任点検員はおらず、臨時職員を雇用している例あり。

4. 保健施設事業の実施状況

- ・ ほとんどの保険者で何らかの事業を実施しているが、十分な実施は困難な状況。

5. 不安定な事業運営

- ・ 被保険者数が少ないため、高額医療費の発生が保険者の医療費に与える影響が大きく、医療費の推計を困難なものとしており、見込み違いの場合は、一般会計繰入、基金の取り崩し、繰上充用等により対応せざるを得ない。
- ・ 高額医療費共同事業があることで安心感はある。

6. その他問題点

- ・ 被保険者の高齢化が進み、低所得者が増加することにより、保険料負担が重くなる傾向にある。

（注）被保険者数が概ね500人以下の6保険者を対象とする聞き取り調査（平成15年5月）の結果を取りまとめたものである。

国民健康保険事務に従事する平均職員数

(単位：人)

被保険者数	保険者数	課長以上		係長相当以上		一般職員		合計	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
10万人以上	72	1.097	3.167	13.056	2.389	50.458	5.556	64.611	11.111
1万人～10万人未満	704	0.178	0.977	2.118	0.902	6.709	1.612	9.004	3.491
5千人～1万人未満	648	0.032	0.963	0.739	0.927	1.608	1.190	2.380	3.080
3千人～5千人未満	644	0.019	0.852	0.491	0.839	0.843	0.862	1.352	2.553
2千人～3千人未満	529	0.017	0.794	0.423	0.665	0.611	0.766	1.051	2.225
1千人～2千人未満	432	0.005	0.775	0.245	0.646	0.405	0.667	0.655	2.088
1千人未満	209	0.005	0.789	0.124	0.464	0.129	0.646	0.258	1.900
全国平均	3,238	0.077	0.929	1.106	0.826	3.232	1.139	4.415	2.895

注1)平成14年3月末現在の数値である。

注2)「専任」とは、専ら国民健康保険事務(保健事業・直営診療施設における事務を除く。)に従事する者、「兼任」とは、国民健康保険事務以外の他の業務を兼ねている者である。

注3)出典：平成15年度予算関係資料「国民健康保険事業に従事する職員等に関する調べ」(保険局国民健康保険課調べ)

国民健康保険事務に従事する専任職員別保険者数

被保険者数	保険者数	専任職員別					
		課長、係長、一般職員とも専任は0人	課長、係長、一般職員のうち専任は1人	課長、係長、一般職員のうち専任は2人～5人	課長、係長、一般職員のうち専任は6人～9人	課長、係長、一般職員のうち専任は10人～19人	課長、係長、一般職員のうち専任は20人以上
10万人以上	72	1	0	0	0	1	70
1万人～10万人未満	704	28	13	234	190	171	68
5千人～1万人未満	648	76	115	440	17	0	0
3千人～5千人未満	644	157	229	257	1	0	0
2千人～3千人未満	529	173	195	161	0	0	0
1千人～2千人未満	432	211	163	58	0	0	0
1千人未満	209	157	50	2	0	0	0
合計	3,238	803	765	1,152	208	172	138

注1)平成14年3月末現在の数値である。

注2)出典：平成15年度予算関係資料「国民健康保険事業に従事する職員等に関する調べ」（保険局国民健康保険課調べ）

国民健康保険事業における広域化の動き

○ 国民健康保険事業を一部事務組合又は広域連合により実施している例

(1) 御坊市外3ヶ町国民健康保険事務組合（和歌山県）

- ① 構成市町村
御坊市、美浜町、日高町、川辺町
- ② 設立
昭和24年
- ③ 保険料（税）賦課方法
保険税方式

(2) 東蒲原広域事務組合（新潟県）

- ① 構成市町村
津川町、鹿瀬町、川上村、三川村
- ② 設立
昭和24年
- ③ 保険料（税）賦課方法
保険料方式

(3) 空知中部広域連合（北海道）

- ① 構成市町村
歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町
- ② 設立
平成10年7月
- ③ 広域連合の処理する事務
イ 介護保険事業全般
ロ 国民健康保険事業
ハ 国民健康保険事業

広域化の調査研究
 平成11年4月より、奈井江町・浦臼町のみで実施。
 平成12年4月より、雨竜町が参加。
 平成13年4月より、歌志内市・新十津川町・上砂川町が参加。

- ① 保険料（税）賦課方法
保険税方式